

保健福祉だより

9月

◎ 事業日程

日曜	4	14	17	24	25
水	土	火	火	火	水
機能訓練 (後遺症者の集い)	敬老会	定期健康相談会 午後1時30分	乳がん、骨粗鬆症 特定年齢検診	1歳6カ月児健診 午後1時30分	機能訓練 (後遺症者の集い)
脳卒中及びその他後遺症者	昭和3年3月31日以前に出生した人及び70歳以上のひとり暮らしの方	一般住民	35歳、40歳、45歳、50歳の女性	平成13年2月1日～平成13年5月31日までに生まれの人	脳卒中及びその他後遺症者
会場	保健福祉センター	農環センター	保健福祉センター	保健福祉センター	保健福祉センター

犬の取り締まり日 13日(金)、27日(金)

ひとり親家庭等 医療費助成について

月湯村では、ひとり親家庭養育者や子供にかかわる医療費の一部を助成しています。

ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は、8月30日(金)までに更新手続きをしてください。

更新手続きをしないと10月から医療費助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、新しくひとり親家庭等医療費助成を受けたい方は住民課保健福祉係までお問い合わせのうえ、申請してください。

年金コーナー

**違法な年金担保
融資にご注意
ください。**

「年金を担保に融資を行います。」や「年金立替」等のキャッチフレーズで年金を受けている方に対し違法な融資を行い、法外な利息を要求する金融業者の存在が全国で確認されています。

年金を担保に融資を受けることは、法律で禁止されています。

年金は老後の生活に必要な不可欠です。

年金を担保に違法な融資を受けて、老後の生活を壊すことのないよう「ご注意ください。」

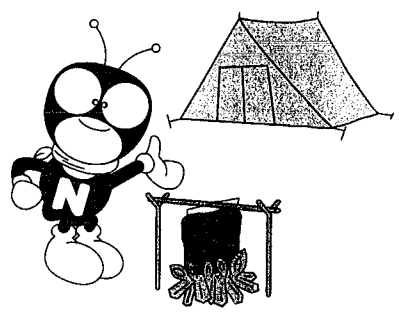
●現況届は誕生月に提出しましょう

現況届は、年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを確認するための、年に一度の大切な届けです。

年金を引き続き一年以上受けている人には、社会保険業

務センターから現況届のハガキが送られます。

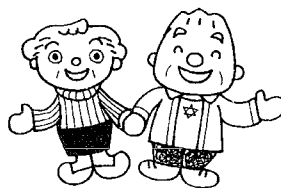
現況届が提出されないと、年金の支払いが一時差止められますので、現況届に必要な事項を記入し、誕生日の末日までに、社会保険業務センターに必ず到着するように投函してください。



**敬老会、今年から
第2土曜日になります**

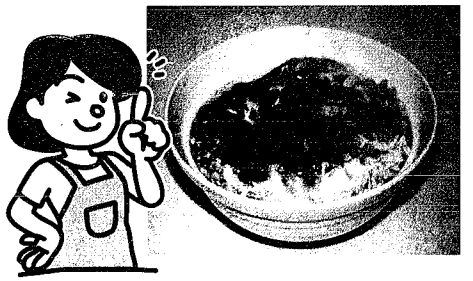
平成14年度月湯村敬老会を9月14日(土)に月湯村農環環境改善センターで行います。対象者は昭和3年3月31日以前に生まれた方と同日までに70歳以上のひとり暮らしの方です。

また昭和27年4月1日から同28年3月31日までに婚姻届出をされた方々で現在夫婦とも月湯村に住んでいる方は金婚に該当しますので、8月26日(月)までに保健福祉係へ申し出て下さい。届出当月月湯村に本籍が無く、他市町村へ婚姻届出をされた場合は月湯村に記録がありません。また当時親が届出をしてはつきり届出日がわからない場合も役場で確認しますので必ず連絡をお願いします。



おいしいちゃん・おばあちゃんのための簡単料理

『サンマの蒲焼き丼』



- 材料(1人分)
- さんまのかば焼き
 - さんしょう……………少々
 - 缶詰め……………1缶
 - 玉ねぎ……………1個
 - 卵……………2個

- 【作り方】
- ①玉ねぎはうす切りにしなべに入れ、ひたひたの水を加える。
 - ②かば焼き缶詰を汁ごと入れる。
 - ③煮えたら、とき卵を流し入れる。
- ぜひ1度作ってみてね!

● 9月休日救急在宅当番医 ●

- 【外科系】(午前9時～午後6時)
- 1日 岩室村 金子外科整形外科医院 ☎0256-82-4786
 - 8日 分水町 榊原医院 ☎0256-97-5111
 - 15日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
 - 16日 巻町 しまがきクリニック ☎0256-73-1312
 - 22日 西川町 高橋整形外科クリニック ☎0256-70-4020
 - 23日 湯東村 湯東けやき病院 ☎0256-86-3515
 - 29日 巻町 桑原医院 ☎0256-72-2221
- ※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

シルバー人材センター 入会説明会

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある概ね60歳以上の方を募集しています。仕事を通して働く喜びと生きがいをもつませんか。興味をお持ちの方は、是非、入会説明会にご参加ください。

○とき 8月26日(月) 午後1時30分

○ところ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)

○持ち物 筆記用具、印鑑

(入会の際には年会費1,000円が必要となります)

○問い合わせ先 白根地域シルバー人材センター ☎37312154

国保コーナー

国民健康保険証が「はだ色」から「ピンク色」に

現在、加入者の皆さんが使用されている国民健康保険証は、8月31日で有効期限が切れます。9月1日からピンク色の保険証を使用して下さい。

なお、新しい保険証は今月下旬に郵送します。

◎記載内容の確認を
新しい保険証の内容を確認し、次のような場合は住民課保健福祉係へ届け出て下さい。

- 記載事項に誤りがある場合
- 8月1日以降に出生、死亡、転入、転出、社会保険の加入脱退などの異動があったとき
- ◎医療機関への提出は忘れずに

現在、病院や医院に通院または入院中で、9月1日以降も引き続き診療を受ける人は、新しい保険証を病院等の受付に提出してください。

◎古い保険証は破棄を
有効期限が過ぎた古い保険証は自分で破棄するか、役場

